

綾瀬市コミュニティ施設整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市に居住する住民相互の自主的発意による連帯意識の高揚を図り、地域住民福祉の向上を期するため、コミュニティ施設を市が建設するに必要な事項を定める。

(コミュニティ施設の整備)

第2条 本市におけるコミュニティ施設は、1自治会につき1施設を基準として建設する。ただし、自治会の新設その他急激な変化が生じた自治会については、この規定にかかわらず、コミュニティ施設の建設をすることができる。

(建設計画)

第3条 建設計画及び優先基準は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティ施設は、原則として1年に1施設以上建設する。
- (2) 自治会区域内において、綾瀬市が所有する集会場に類する公共施設が皆無の自治会。
- (3) 国における民生安定対策事業による、財源を建設に充当することを鑑み、厚木基地における航空機の離発着の用に供する滑走路の中心からもっとも至近距離にある自治会。ただし、社会情勢の変化と施設設置地区における諸条件により弾力的に配慮する。

(用地の確保)

第4条 自治会館の建設用地は、自治会において確保しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(施設の建築基準)

第5条 コミュニティ施設の建設面積は、人口6,000人以下の自治会にあっては200平方メートルまでとし、人口6,000人を超える自治会にあっては270平方メートルまでとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(維持管理)

第6条 施設の維持管理は、当該自治会が行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。